

事業者の皆様へ

別紙

1 時短要請について

(令和3年3月7日までの間)

- ・ 全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業
(酒類の提供は11時から19時まで)
- ・ 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給。その際
2月8日以降は、感染防止対策取組書(市町村のステッカ-を含む)な
どの掲示が条件

2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について

- ・ 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機
会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- ・ 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- ・ 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤
時の密を防ぐ取組の徹底
- ・ 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の
呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- ・ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- ・ 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食
自粛の周知

時 期	収容率	人 数 上 限
3月7日まで	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- ・ 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- ・ 感染防止のための所要の措置を講じること
- ・ 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他（お願い事項）

- ・ 飲食店の皆様はデリバリー・テイクアウトによる営業強化
- ・ 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- ・ 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯